

公的研究費の不正防止に関する責任体制図

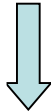
(公的研究費の不正使用防止等に関する規程)

最高管理責任者 (学長)

規程第4条

- ・基本方針の策定
- ・周知、必要な措置

- ・基本方針の策定
- ・必要な措置



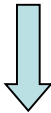
状況報告

統括管理責任者 (理事(研究担当))

規程第5条

- ・基本方針に基づく具体策の策定、
実施の指示
- ・実施状況の確認・報告

- ・具体策の策定
- ・実施の指示



状況報告

コンプライアンス推進責任者 (部局長)

規程第6条

- ・不正防止に係る対策の実施、実施状況の確認・報告
- ・コンプライアンス教育の実施、受講状況の管理監督
- ・公的研究費の管理・執行等のモニタリング、改善指導

規程第14条

- ・研修会の開催等、規範意識の向上

(※ 必要に応じてコンプライアンス推進副責任者を置くことができる。)

規程第6条

コンプライアンス推進責任者(部局長)は以下のとおり

教育学部長、経済学部長、医学部長、理工学部長、福祉健康科学部長、
大学院教育学研究科長、大学院経済学研究科長、大学院医学系研究科長、
大学院工学研究科長、大学院福祉社会科学研究科長、学術情報拠点長、
全学研究推進機構長、産学官連携推進機構長、COC+推進機構長、国際
教育研究センター長、福祉科学研究センター長、高等教育開発センター長、
入学企画支援センター長、保健管理センター所長、事務局長